

BIM/CIM 適用工事実施要領

1. BIM/CIM 適用工事の実施方法

以下に基づき、3次元モデルを活用する。

1. 1 BIM/CIM 実施計画書

3次元モデルの活用について、受発注者間で協議し、以下の内容を記載する。

- 1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- 3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 4) 3次元モデルの作成担当者
- 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

1. 2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載する。

- 1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望等）

1. 3 BIM/CIM 適用工事の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3次元モデルの作成内容の確認
 - ・ 測地系、単位系が正しく設定されているか
 - ・ 構造物等が正しい位置に配置されているか
 - ・ 無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
 - ・ BIM/CIM 実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
 - ・ 実施概要、効果の結果等が記載されているか

- ・ 引継事項が記載されているか（対応する無償ビューワの種類、活用時の注意点等）
 - ・ 2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか
- 3) 電子成果品の納品内容の確認
- ・ 各電子納品要領に基づきBIM/CIMフォルダが作成されているか
 - ・ 納品された3次元モデルは、オリジナルデータの外、IFC又はJ-LandXMLのデータ形式で格納されているか

2. BIM/CIM 適用工事の発注方法

BIM/CIM 適用工事については、入札公告、特記仕様書に明記する。

なお、BIM/CIM 適用工事は、以下の発注方式を標準とする。

2. 1 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

参照する3次元モデルがある場合は、原則として義務項目を活用するものとし、発注者指定型を適用する。

また、推奨項目を発注者の指定により実施する場合も、発注者指定型を適用する。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討することとする。

2. 2 受注者希望型

契約後において、受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に、3次元モデルの活用を行う方式である。

発注者指定型を適用するものを除き、全ての工事で受注者希望型を適用することができるものとする。

3. 工事費の積算

BIM/CIM 適用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

また、受注者からの提案を積極的に受け入れ、活用することを基本としているが、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。

ICT活用工事または簡易型ICT活用工事を併せて実施する場合は、各要綱・要領等により計上する費用との重複計上に留意するとともに、BIM/CIMに現に必要な費用のみ計上するものとする。

なお、義務項目については、3次元モデルを無償ビューワー等で閲覧するのみであり、3次元モデルの作成・加工等を伴わないことから、義務項目のみ実施する場合は、費用は計上しない。

(計上の方法)

共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。

項目名：BIM/CIM適用工事に要する費用

※施工歩掛コードは、オプション入力コードとする。

施工単位：式

計上額：万円（※1万円未満は、切り捨てとする。）

間接費を含む費用とするため、管理費区分「9」を設定する。

4. 入札公告等の記載例

入札公告、特記仕様書に以下の記載例を参考に記載する。

【入札公告】（記載例）

「○その他の事項」に以下を記載する。

- ・本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型／受注者希望型）である。
詳細については、特記仕様書による。

【特記仕様書】（記載例）

第〇〇条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型／受注者希望型）である。

【発注者指定型の場合】

以下に示す活用内容について、3次元モデルを活用する（推奨項目の場合は作成も含む）。詳細については、受発注者間で協議し、1～3により実施する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

【義務項目のみの場合は記載しない】

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

(※別紙1_義務項目、推奨項目一覧を参考にし、適宜設定すること)

| 活用内容 | 活用内容の詳細 |
|------------|--|
| 施工計画の検討補助 | 詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。 |
| 2次元図面の理解補助 | 詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。 |
| 現場作業員等への説明 | 詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。 |
| 重ね合わせによる確認 | 3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 (例) 本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。 |
| 現場条件の確認 | 3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 (例) 本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。 |
| 施工ステップの確認 | 一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。 (例) 本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 (例) 本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。 |
| 施工管理での活用 | 3次元モデルとAR、レーザー測量等を組み合わせて、出来形の計測・管理等に活用する。 (例) 本工事では、舗装の出来形管理に活用する。 |

(参考) 3次元モデル作成の目安【義務項目(閲覧)のみの場合は、削除する】

| | |
|-------------------------------|--|
| 詳細度 | 200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル |
| 属性情報※2 ※2 部材等の名称、規格、仕様等の情報 | オブジェクト分類名※3のみ入力し、その他は任意とする。 ※3 道路土構造物、橋梁等の分類の名称 |

【受注者希望型の場合】

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し、1～3により実施する。

【発注者指定型／受注者希望型 共通】

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 2) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- 3) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 4) 3次元モデルの作成担当者
- 5) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。

- 1) 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望等）

3 成果の納品

BIM/CIM 実施計画書（変更含む）、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。

【関連する業務等がある場合に記載する】

4 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

- ・ R2〇〇業務
- ・ R3〇〇業務

5. 工事成績評定における評価

【義務項目のみ実施の場合】

義務項目については、3次元モデルを無償ビューワー等で閲覧するのみであり、3次元モデルの作成・加工等を伴わないことから、義務項目のみ実施する場合は、3次元モデルの活用に関する部分に関しては、評価の対象としない。

【推奨項目を実施した場合】

3次元モデルの作成・加工等の程度に基づき、工事成績評定において適宜該当する評価項目について評価するものとする。